## 次世代育成支援対策行動計画【第I期】

計画期間

2005 (平成 17) 年 4 月 1 日から 2010 (平成 22) 年 3 月 31 日までの 5 年間

内容

- 目標 1. (1) 計画期間内に女性の育児休職取得率を 90%以上とすること。
  - (2) 男性の育児休職取得促進の広報を進めること

〈達成状況〉(1) 計画期間において、女性の育児休職取得率は100%となりました。

(2) 男性の育児休職取得を促進するための広報については、あまり進めることができませんでした。

## | 目標 2. 子の出生時における父親の休暇取得を促進すること

〈達成状況〉連続取得としていた「子の出生による休暇」は、当該子の出産日から1か月 以内に随時取得することが可能になりました。

目標3. 2010(平成22)年3月31日までに、育児休職期間を、その当該子が満3歳に達するまでに延長すること(ただし、満1歳から3歳に達するまでの子に係る育児休職期間中の給与は無給とする)

〈達成状況〉要件によって1歳6か月までの延長と、さらに年度末までの延長を可能としたことから、出産日によっては最大約3年の育児休職が取得可能な状況にあります。なお、育児休職期間中の給与は期間の制限無く20%支給を保証しています。

**目標 4**. 2010 (平成 22) 年 3 月 31 日までに、 3 歳から小学校就学前の子を養育する 職員への勤務時間の短縮等の措置を導入すること

〈達成状況〉「始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度」及び「時間外労働の制限」を規定化(2006年4月1日)。2010年6月30日法改正に合わせ、3歳未満の子の養育のための短時間勤務制を導入しました。

## 目標 5. 職員の年休取得日数を促進すること

〈達成状況〉 2004 (平成 16) 年度平均取得日数 10.05 日を 15 日以上にすることを計画していましたが、2007 年度を除く、2006~2009 年度の年平均取得日数は 10.52日でした。本学園では年次休暇の他に健康休暇 9 日を付与しており、その取得日数平均 7.1 日を加えると平均 17.4 日となりました。(自宅研修等が認められている教育職員を除く)